

ディ・サービス、配食サービス、世代間の交流の場づくりと活動を広げてきた取り組みの背景を説明した。

さらに立川市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとして、地域の支援に取り組む「サラ」等の活動を後方支援している経過と、コーディネーターという仕事の概要、地域のネットワーク作りの必要性を強調した。

会場からも、伊藤博・東村山市子ども総務課長（当時）らも発言、コミュニティ・カフェの輪を広げていく方策が議論された。

2010年度は1回だけの取り組みに終わったが、小平市役所地域文化課も白梅の目指すコミュ

ニティ・カフェ作りの情報提供に協力、小平市の西武一橋学園駅に隣接する学園坂下商店街の一角に「たまり場カフェ（学園坂タウンキッチン横）」

（小平市学園東町1-16-1）が2011年4月から、大学生、市民によるコミュニティ・カフェ作りがスタート、小平市役所担当者の紹介で、家族・地域支援学科や子ども学科の学生も中身作りのためのワークショップに参加、具体的な取り組みを広げていく動きも出てきた。

今後もコミュニティ・カフェづくりをさまざまな形で取り上げていきたい。

以上

「平和の文化」をめざす国連「国際10年」学校シートのまとめ

保育科 瀧口 優・嘱託研究員 瀧口 眞央

はじめに

2010年度の研究テーマは「平和の文化」をめざす国連の「世界の子どものための平和と非暴力の文化国際10年」（以下「国際10年」）の最終年にあたり、中学校や高校の現場において、平和の文化や非暴力がどのように位置づいているのか調査し、学校教育における今後の課題を明らかにすることであった。

1. 調査の概要

(1) 調査項目

- ①学校の教育目標における平和の文化や非暴力、人権教育、環境教育、国際理解教育の項目の有無について
- ②平和の文化や非暴力、人権教育、環境教育、国際理解教育、道徳教育をすすめる組織や指導者の有無について
- ③平和の文化や非暴力、人権教育、環境教育、国際理解教育の視点の学校運営への反映の有無について

④授業における非暴力や平和、環境教育、人権教育、国際理解教育の推進について

⑤子どもの権利条約について

⑥学習環境整備について

⑦その他学校の中での「非暴力」や「平和」についての意見（記述）

(2) 調査方法

埼玉県内の公立中学校（431校）及び公立高等学校（150校）の学校長宛にアンケート用紙を送付（郵送）し、回答はファックスでお願いするという方式にした。

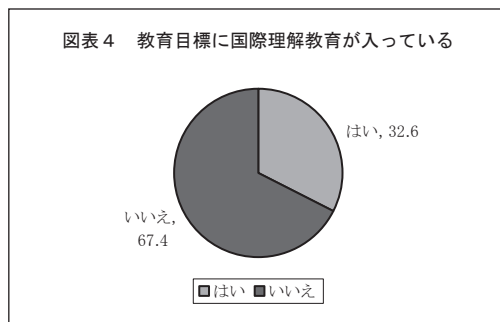
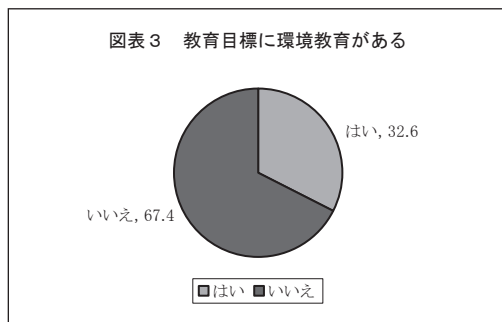
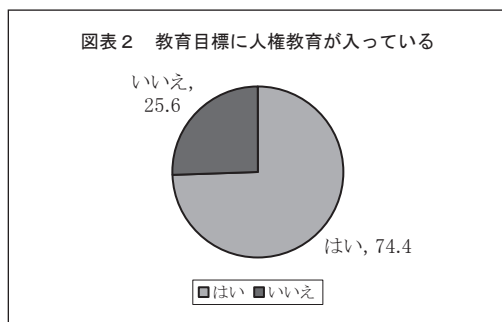
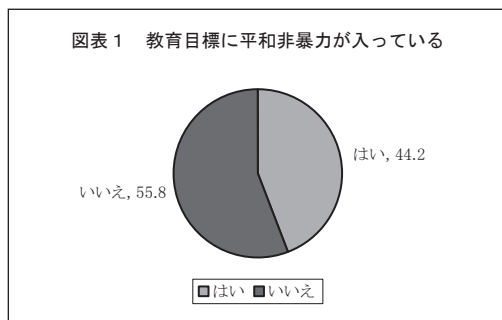
当初は全国の高校を視野に入れての調査を考えたが広すぎることもあり、前年度の自治体調査で過半数の市が回答してくれており、教育行政としても積極的に取り組んでいるという回答した埼玉県を調査の対象に選んだ。調査用紙は早めに来ていたが、実際に埼玉県を対象にしぼったのは遅く、大学の研究倫理審査委員会での検討を経て、学校現場に調査用紙が届いたのは1月下旬である。

2月末を締め切りに回答を求めたが、3学期の学期末であるということと3月に入って東日本大震災が発生し、実際に回答を寄せてくれたのは埼玉県内の中学校と高等学校581校中42校である。

2. 結果と考察

(1) 学校の教育目標における平和の文化や非暴力の項目について

各学校が掲げる教育目標は、県教育委員会（高校）や教育事務所（中学校）からの指示のもとに作成されているので、ある程度同じような内容にならざるをえないが、それでも以下の図表1から図表4に示されているような違いが見られる。

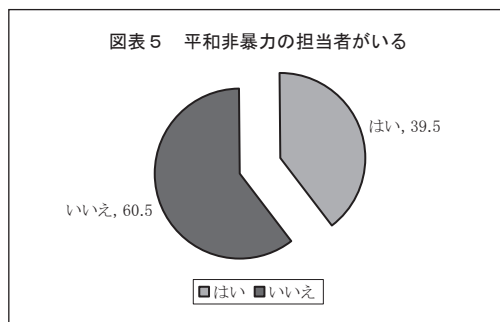


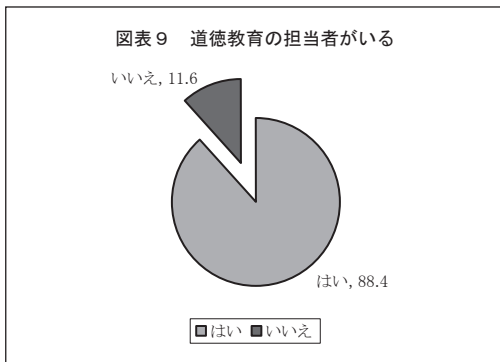
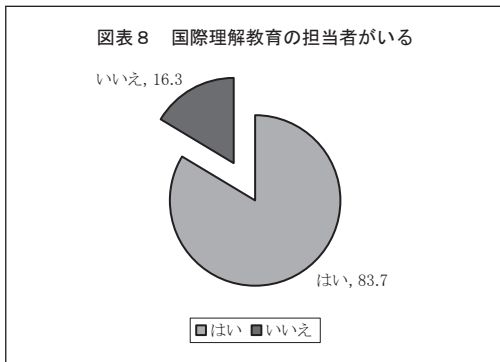
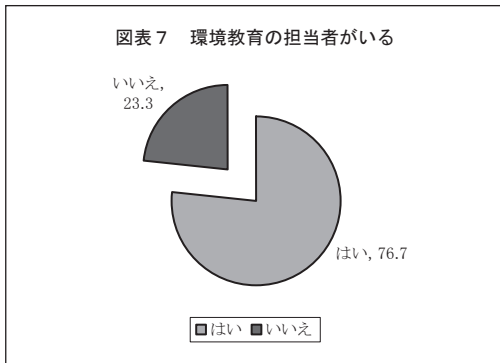
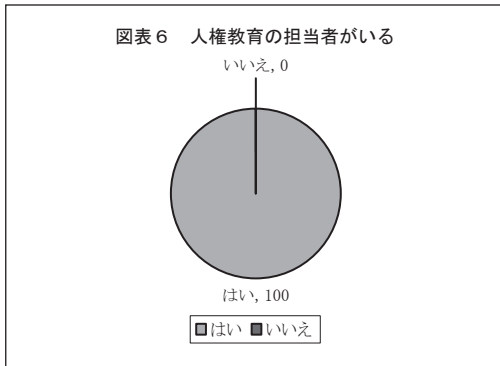
具体的な記述の中ではどのような表現が盛り込まれているのか書かれているが、「平和や非暴力」では日本国憲法の前文を取り入れたたり「生命の尊重」などの表現が見られる。「人権教育」では「人権教育の尊重」「思いやりのある生徒」などが多い。「環境教育」では「自然や生き物を愛護し、公共物を大切にす」や「教育環境の整備・美化緑化を図る」などというストレートなものが見られる。「国際理解教育」では「国際的な視野に立って諸外国の人々や文化の尊重」という理想的なものもあれば「英語科の教科目標」として教科任せになっているところもある。

全体的な評価としては「人権教育」に対してはしっかりとした目標を掲げている学校が多い反面、「平和・非暴力教育」「環境教育」「国際理解教育」についてはまだまだ目標として掲げている学校は少ないということが読み取れる。

(2) 平和の文化や非暴力をすすめる組織や指導者の配置について

教育目標に掲げるとことは当然それを積極的に推進する組織や人の配置が求められる。図5から図9は各学校の担当者の配置状況を示したものである。





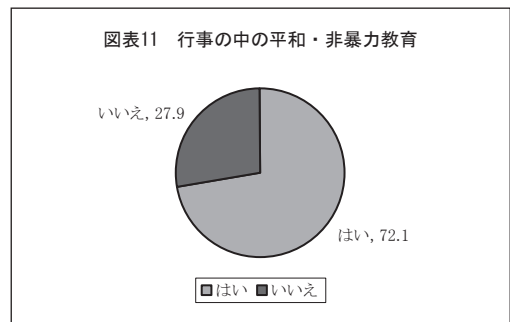
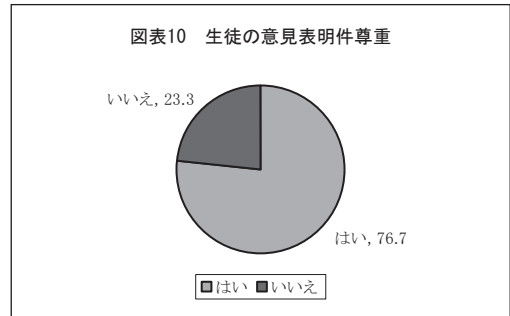
となっている。特に「人権教育」については全ての学校で配置されており、埼玉県全体が人権教育に関心を持っていることが読み取れる。

この項目の全体的な評価としては、各学校が重要なテーマについて人を配置する努力をしているということである。

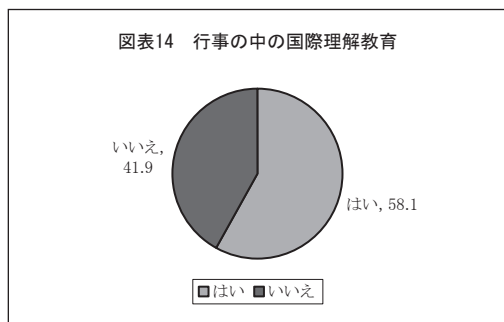
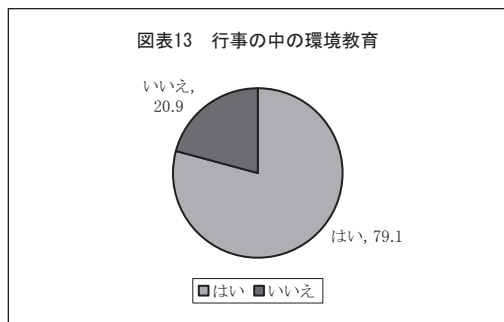
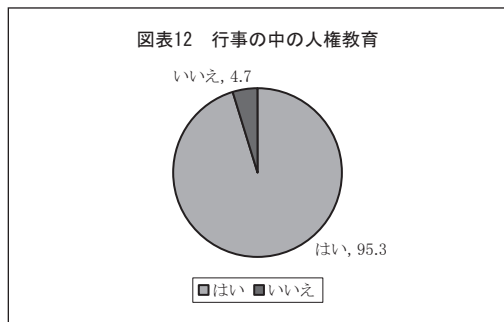
(3) 平和の文化や非暴力の視点の学校運営への反映について

今回の調査は国連の「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」（2001年から2010年）の最終年にあたり、各学校においてどのような変化が見られるのかを明らかにするのが目的であった。

各学校において平和の文化や非暴力の視点が学校運営に反映されているのか学校行事を中心に以下図表10から14にまとめた。



「平和・非暴力の教育の担当者」の配置はほぼ4割と少ないが「人権教育」「環境教育」「国際理解教育」そして「道徳教育」については高い割合



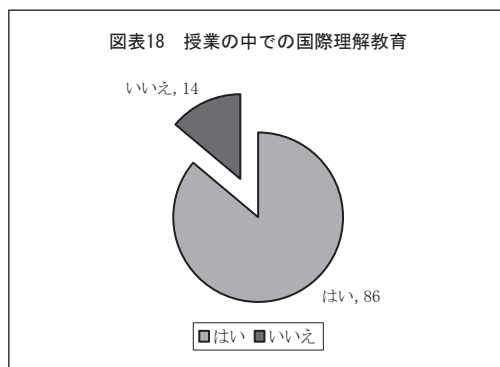
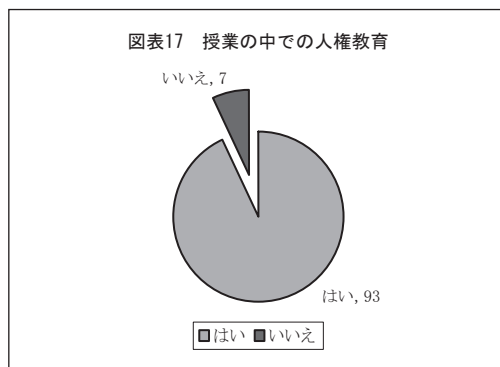
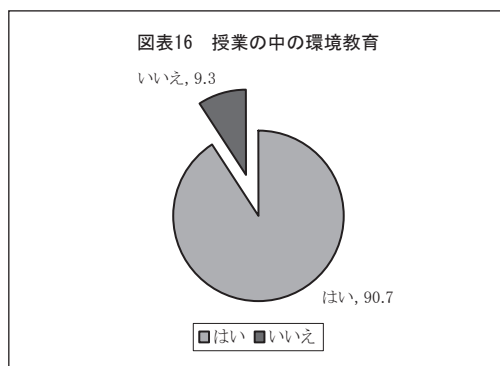
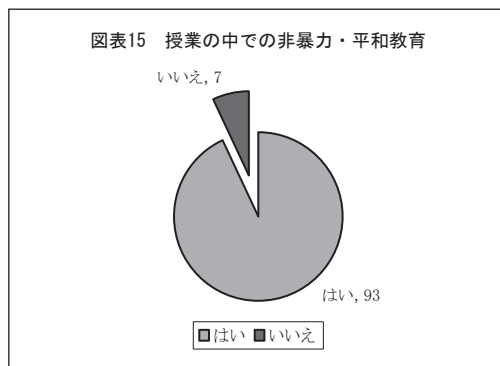
各テーマとも50%を越える取り組みの評価で、人権教育や環境教育については学校行事の中でも特に積極的に位置づいている。図表10の「生徒の意見表明の場の保証」であるが、記述部分では「生徒からの提言」「学校評価協議会(年3回)」「年2回の生活アンケートの実施等」「子どもの人権フォーラム」など、子どもの権利条約が施行されて以後の子どもの参加が形となっていることが読み取れる。

また学校行事では「修学旅行」や「コンテスト」「講演会」「映画会」などを活用して各テーマごとの取り組みを行なっている。

(4) 授業について

図表15から18までは各テーマが授業の中で

どのように扱われているのかを尋ねたものである。なお道徳教育については授業で扱うことが義務付けられているので設問からは外してある。



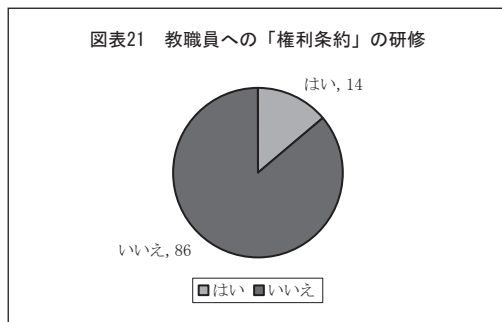
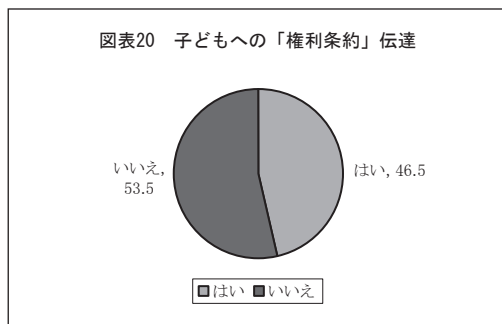
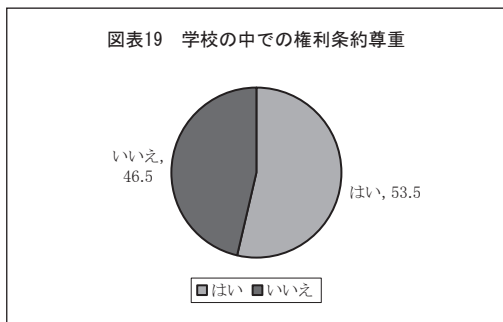
「国際理解教育」が少し下がるが、「非暴力や平和」「人権」「環境」については多くの学校において積極的に授業で取り組んでいることが読み取れる。

具体的には「非暴力・平和教育」については「総合的な学習の時間」「道徳」「公民」「社会科」「学級活動」等、「人権教育」は「道徳」「社会科」「総合的な学習の時間」「国語（作文）」等、「環境教育」については、「社会科」「総合的な学習の時間」の他に「技術家庭科」「理科」の他に「公民」や「保健」などでも取り組まれている。理科が圧倒的に多い。「国際理解」は「社会科」「地歴」「公民」などが見られるが圧倒的に「英語」が多い。「数学を除く全教科等で年内計画に基づき実施」というところも見られる。

授業においてもこれらのテーマが積極的に取り組まれていることが読み取れる。

(5) 子どもの権利条約について

図表 19 から図表 21 は「子どもの権利条約」が各学校においてどのように位置づいているのかを尋ねた結果である。1994 年に日本政府が批准し、それに基づいて日本政府、とりわけ文部科学省が積極的に取り組むことになってきたわけである。2010 年の 6 月に国連の「子どもの権利委員会」から出された 3 回目の勧告によれば、まだまだ日本の子ども達の「権利」が保証されていないという評価から考えると、もっと積極的に取り組まなければならない課題である。

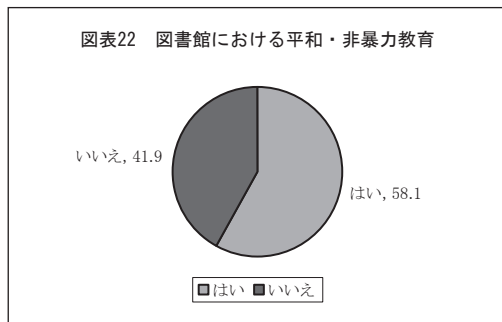


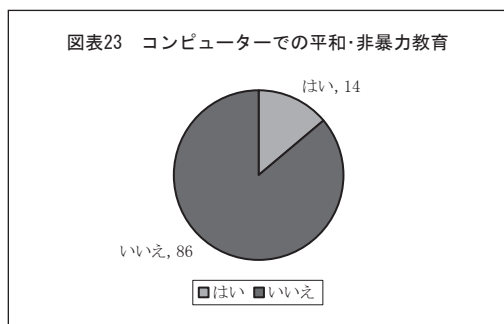
各学校の努力で「子どもの権利条約」が少しずつ子どもに伝わっているであろうことが読み取れる。記述部分では「学校評価、意見自由記述（無記名）」や「特別支援教育の視点に立つ」などが具体的に提示されている。

しかし教職員への研修は約 14% とほとんど行なわれていないという状況では、子どもたちにもきちんとした内容は伝わっていないのではないかと心配される。教育委員会や文部科学省の積極的な対応が求められるところであろう。

(6) 平和・非暴力に関する学習環境整備について

図表 22 と 23 は「平和と非暴力」の教育を行事や授業以外でどのように取り組んでいるのかを尋ねたものである。





図書館では平和や非暴力についてある程度積極的に取り組んでいる様子が見えるが、コンピューターを通じた情報教育においては、まだまだ取り組みができていないというのが調査の結果である。

3. まとめ

まず埼玉県全体（中学校・高校）に依頼した調査であるが、回収が42通にとどまってしまったのは残念であり、こうした調査を教育行政として行ってほしいと思う。

ただ数が少ない中で多くの学校が意欲的に回答してくれており、他の学校が同じように取り組んでいるとすれば埼玉県は平和・人権・環境・国際理解そして子どもの権利条約に積極的に取り組んでいるといえる。

背景としては、人権教育については「埼玉県人権教育推進協議会」が埼玉県教育委員会の中に置かれ、学識経験者や教育関係者だけでなく、人権教育を推進している教職員組合代表や関係行政機関、公募委員らが日常的に点検していること、環境教育については同じく埼玉県教育委員会として「環境教育に関する資料」を発行して各学校にその推進を求めていること、国際理解教育については教育委員会ではないが「埼玉国際協力協議会」などのNGO ネットが組織されて各学校との連携を進めていることや総合的な学習の時間における「国際理解」の取り組みなどがあること、そして子どもの権利条約については2002年3月に公布された「埼玉県子どもの権利委員会条例」に基づいて「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が設置さ

れ、子どもの権利侵害状況について報告されるというシステムを確立していることがある。

残念ながら平和教育については埼玉県としての行政的な位置づけがなく、学校や地方教育委員会まかせとなっていることが全体的な数値の低さにつながっているのではないかと推測される。

「国際10年」が終わって、世界が平和と非暴力の文化を推進できたかどうかを評価するにあたって、学校教育の場でどのような対応がなされているのかが重要なポイントとなる。残念ながら日本全体としてはこの「国際10年」に対応できずに終わってしまったが、学校現場においてもそのことが数字に表れており、今後の課題となるであろう。（アンケート集計協力 竹内曜子）

<参考文献・資料>

- ・平成21年度埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要
<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/404977.pdf>
- ・埼玉県2002 埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（埼玉県条例第24号）
- ・埼玉県教育委員会2006 埼玉県人権教育推進協議会規程
- ・瀧口優・瀧口真央2010 地方自治体に見る「平和の文化と非暴力」への意識 白梅学園大学・短期大学 教育・福祉研究センター年報15号